

図書館政策セミナー「市民と図書館～ともに図書館のすそ野を広げていくために～」

日本図書館協会 2026/03/15

阿曾千代子

(図書館友の会全国連絡会
図書館とともだち・鎌倉)

第1部 『市民の図書館』の振り返りと市民が語る図書館への思い

「市民にとっての図書館、市民のための図書館とは」

I はじめに

- 1 図書館は基本的に個人で利用する機関であるから、標題の「市民」は個人を想定する。
- 2 所属する市民団体ではそれぞれの図書館ビジョンを公開しており、「市民(団体)にとっての図書館、市民(団体)のための図書館とは」の問いかけに答えている。

■ 図書館友の会全国連絡会「私たちの図書館宣言」(2009.5.25 総会決議/2012/5/22 総会改訂)

私たちの図書館宣言 (解説文省略)

図書館は人類の叡智の宝庫です。読み、調べ、学び、交流し、必要な情報が得られる教育機関として、私たちの自立と地域社会の発展になくてはならない施設です。

私たちは、ここに図書館のあるべき姿を掲げます。

私たちは、この実現のために、図書館を支え、守り、すべての人と手をつなぎ、図書館とともに成長することを宣言します。

- 一 知る自由と学ぶ権利を保障する図書館
- 二 いつでも、どこでも、誰でも、身近に無料で利用できる図書館
- 三 資料・情報が豊富に収集・整理・保存・提供されている図書館
- 四 司書職制度が確立され、経験を積んだ館長と職員がいる図書館
- 五 利用者のプライバシーを守る図書館
- 六 情報公開と民意に基づく図書館協議会が機能する図書館
- 七 教育委員会の責任で設置し、直接、管理運営される図書館

■ 図書館とともだち・鎌倉「とともが考える図書館のビジョン」(『20周年記念誌ととも』2019/2/28)

とともが考える図書館のビジョン(解説文省略)

- 1 図書館は学びのセーフティーネット
- 2 誰にとっても身近にあって利用しやすい図書館
- 3 多様で豊富な資料・情報を備えている図書館
- 4 街づくり、地域づくりの拠点となる図書館
- 5 経験豊かで頼りになる職員がいる図書館
- 6 市民が支え、参画する図書館

II 『市民の図書館』の振り返り

■ 「図書館—利用者が望む公立図書館のありかた」(「図書館界」 2007/11)より抜粋

<『市民の図書館』との出会い>

友の会を始めた当初、「参考になる本を教えてほしい」とのレファレンスに、ベテラン司書から手渡された資料の一冊が『市民の図書館』だった。図書館の素人ながら、一気に読み終えたときの感激は今も忘れない。図書館とは何とすばらしいところだろう。確信を持って図書館を守り育てる友の会活動を続けていこう、と意を決することができた。これからもその理念に疑問をはさむ余地はない。むしろ「市民の図書館」を紹介してくれたベテラン司書がいたからこそ、そしてその理念に基づいた図書館施策があったからこそ、市民の図書館活動が生まれ広がっていったともいえるだろう。

III 『市民の図書館』が生まれるまで

1960/10 日本図書館協会理事会の決定により、「中小公共図書館運営基準委員会」が設置

1963/3/31 『中小都市における公共図書館の運営—中小公共図書館運営基準委員会報告』発行

1965 『市立図書館 その機能とあり方』(有山崧著)発行

1965/6 日野市立図書館開館 (前川恒雄館長)

1965 読書運動研究会

1966 「小図書館の運営」発表

1968 公共図書館振興プロジェクト開始

1970 『市民の図書館』発行 (社団法人 日本図書館協会)

IV 『中小都市における公共図書館の運営—中小公共図書館運営基準委員会報告』を読んでみる

序 有山崧(日本図書館協会 事務局長)

意図:公共図書館の中核であり、第一線に立って直接民衆に触れるべき中小図書館—中小都市の図書館—の在り方について、一つの拠り所を打出そうという意図の下に、日本図書館協会では昭和35年から3か年計画で、文部省の国庫補助を受けて、中小公共図書館運営基準委員会を設置した。

調査委員:7名の中央委員 49名の地方委員 3名の外国事情調査委員が参加

調査対象:徹底的、多角的に調査するために12図書館が選ばれ、補足として埼玉県下14図書館と全国各地45館が対象となった。

目次 0 はしがき

1 序論

2 図書館奉仕

3 図書館資料とその整理

4 管理

5 図書館の施設

6 図書館設置と相互協力

付録

1 序論 中小公共図書館の機能, 中小公共図書館の歴史, 中小公共図書館の現状,

11 中小公共図書館の機能

111 公共図書館の役割

平和で民主的な文化国家は、真理を愛する国民ひとりひとりの、自由な思考と判断とを基礎として創出され、国民の自由な思考と判断は、国民の知的自由と知識の媒体である、図書その他の記録資料が、国民に積極的に確保されることによって可能となる。

知的自由は、国民の基本的人権である学問の自由、言論、出版、集会、結社、表現の自由などともに、政府並びに国民の不断の努力によって保持されなければならないと同時に、知識の媒体である新聞、雑誌、図書をはじめとした印刷資料並びにフィルム、レコード、点字資料など視聴覚、触覚資料を含めた一切の記録資料が、国並びに地方公共団体によって国民(住民)に自由に、公平にそして積極的に提供されることによってより現実的となり、より拡大されるといわなければならない。図書館は、まさにこのような国民のために知識の種を提供する任務を担う、文化教育の必須不可欠の機関として位置づけられるべきである。

従って、【これを国民の側から言えば】、日本の国民はどここの地方に住んでいようと、図書その他の資料が図書館によって入手できなければならない。

このことは、憲法によって保障された‘国民の健康で文化的な最低生活を営む権利’であり、‘教育を受ける権利’の内容であり、かつまた教育基本法にいわゆる「教育の機会均等」でもある。

(中略)

【われわれは】地域の中小図書館が、日本の底辺で新しい文化創造のために果す役割を高く評価するとともに、中小図書館が真に住民の情報と学習の機関として役立つよう、あらゆる面からその振興策を考えるべきだと思う。

この報告はその意味で、日本の中小図書館の前進のための一つの礎石として作成されたものである。

112 公共図書館の働き

図書館法は、公共図書館の目的をその第2条で一般公衆の①教養②調査③レクレーションに資する施設であると規定し、さらに第3条で8項目にわたって詳細に例示している。(中略)以上は公共図書館奉仕の全領域であるといってよい。しかしこれらの諸奉仕を貫く最も本質的な奉仕はなんであろうか。(中略)

【われわれは】、このことについてつぎのように考える。公共図書館の本質的な機能は、資料を求めるあらゆる人々やグループに対し、効果的にかつ無料で資料を提供するとともに、住民の資料要求を増大させるのが目的である、と。資料提供という機能は、公共図書館にとって本質的、基本的、核心的なものであり、その他の図書館機能のいずれにも優先するものである。(後略)

さらに公共図書館は、地域住民に資料を提供するばかりでなく、地域住民の読書に対する興味を拡大し、資料の要求を増大させる任務をもつ。(後略)

113 中小公共図書館こそ公共図書館である

(1) **日本国民=利用者**とは、**地域住民=市町村民**の総称である。

新憲法の精神や図書館法の理念から、日本国民は公共図書館サービスを自由、平等、無料に受けられる権利をもっている。(中略)すなわち、日本国民は都道府県の集合体であり、都道府県民である前に、市区町村民としての**生活者**である。従って、日本国民は、彼等が実際に生活する小地域(市区町村)に

設けられた公共図書館のサービス・エリアの中に含まれてこそ、上記の図書館サービスが受けられるのである。こう考えれば、図書館法のサービス理念は、中小図書館のサービス内容を想定していると言うべきである。

(2) 【利用者】は大図書館を望んでいない。

利用者にとっては、生活の場の手近な所に在る、または通勤通学の途中で立ち寄れる近距離に在る数多い図書館施設(建物に限らない)を望んでいるのが実状である。

(3) 大図書館は、中小図書館の後楯として必要である。

大きな図書館は、それが利用者の近くに存在する中小図書館を、何らかの意味で援助し、後援してくれる確証があつてこそ、その存在が公共図書館として是認されるのである。都道府県立や国立の図書館は、中小図書館を通じてのみ、真に全県民に、全国民に公共図書館サービスをしているという言いうるのである。府県立以上の大図書館が、一日も速やかに所在都市対象の館内閲覧中心主義を脱皮すること、また、その図書館奉仕においても、中小図書館をたすけ、それを育てる方向にそのサービス形態を再編成することを希ってやまない。

付録 I 貸出券などの例

II 各種機関への希望

1 県立図書館への希望

2 県図書館協会または県公共図書館協会への希望

3 国立国会図書館への希望

4 図書館職員教育機関への希望

1 県立図書館への希望

- (イ) なるべく早く、所在市の市立図書館のような業務から、全県民を対象にした図書館奉仕へと業務の重点をうつしていただきたい。
- (ロ) 県立図書館の資料費を大幅に増やし、市町村立図書館の足りない点をおぎなうために特殊な資料(高価本、稀こう本、限定本、古書、フィルムなど)を積極的に市町村立に貸出していただきたい。
- (ハ) 県立図書館の資料目録、増加資料目録を印刷発行し県下の市町村立図書館に配布していただきたい。
- (ニ) 現段階で、県内の図書館のない市町村に対し、図書館奉仕をしていただきたい。これはあくまでも、その地域の住民に図書館の必要性を知らせ、市町村立図書館設立の気運を高める方法で行なっていただきたい。
- (ホ) 県立図書館の所在市に市立図書館がない場合に、市立図書館設立に尽力していただきたい。
- (ヘ) 県立図書館の協議会委員に少なくとも1名の市町村立図書館長を加えていただきたい。
- (ト) 市町村立図書館が、県立図書館へ業務の指導や援助を求めた場合は、十分慎重にいただきたい。県立図書館の業務と市町村立の業務は当然異なるわけで、県立図書館で行なっていることをそのままよしとしないいただきたい。

2 県図書館協会または県公共図書館協会への希望

- (イ) 県下図書館職員の研修のため、研修会や講習会を積極的に開催していただきたい。
- (ロ) 県下の図書館長会議、主任司書会議を(イ)とからみ合せて開催していただきたい。
- (ハ) 図書館のない市町村に対し、あらゆる機会をとらえて図書館を設立するよう働きかけていただきたい。
- (二) 県下図書館の情報交換、県下図書館員の意見発表のため、協会報を発行していただきたい。
- (ホ) 県下図書館の行事、催物などに対し、積極的な援助を行ない、場合によっては共同の行事を計画実行していただきたい。
- (ヘ) 地方新聞、放送などを通じ、県下の図書館全体の宣伝を行なっていただきたい。

3 国立国会図書館への希望

国立国会図書館が、国民のための図書館であることを目指すならば、全国の中小公共図書館こそは、国民に開かれた図書館奉仕の窓口であることを認識し、これへの援助を強化していただきたい。

- (イ) 書誌サービスを強化し、書誌、文献情報を常時図書館へ流していただきたい。またこれらの業務に対する批判や希望を聞く機会をつくっていただきたい。
- (ロ) 印刷カードの普及に力を注いでいただきたい。技術的な問題もさることながら根本的にはつぎの点が問題である。
 - (a) 中小図書館の資料費が少なすぎること。
 - (b) 国会図書館用のカードを分けてやるという態度で作られていること。
- (ハ) 国立国会図書館の職員にもっと中小公共図書館の現状を知る機会と便宜を与えていただきたい。まず奉仕すべき対象を知らなければ業務はできないであろう。

4 図書館職員教育機関への希望

現在の図書館職員の教育については、制度上大きな問題があり、司書資格とからんで図書館界の懸案となっている。当委員会は、この点に関しては触れず、現行制度の下において教育機関に希望する諸点を挙げる。

- (イ) 現在の公共図書館の情勢を教育していただきたい。図書館の数や、大よその予算規模も知らずに教育機関を卒えることがあってはならない。
- (ロ) 図書館員としてのモラル、奉仕の態度を身につけさせていただきたい。
- (ハ) 図書館奉仕についての教育を強化していただきたい。館内利用、個人貸出し、ブックモデル、開架と閉架にともなう問題、児童への奉仕、視聴覚資料の利用など、最も基本的な奉仕について十分教育していただきたい。
- (二) 図書館の庶務、会計の実務について教育していただきたい。文書の取扱い、予算の立て方、会計事務、物品管理などの実務を知らないと、専門職としての仕事はできない。
- (ホ) 整理技術の面では、NDCやNCRの適用ばかりではなく、分類、目録の基本的な考え方、受入れから除籍までの仕事の内容を主に教育していただきたい。ツールの機械的な適用なら誰にでもできるが、館に見合う整理方法や能率的な整理事務組織を組立てるのは専門職の仕事である。
- (ヘ) 図書館の業務分析について、特に数量的な分析処理について教育していただきたい。

- (ト) 最後に、資料そのものに関する知識を徹底的に教育していただきたい。取扱い方法を知っていても資料についての知識がなければ意味はない。

あとがき (前略)この報告書が中小公共図書館の運営に関する研究資料として、また基準を採択される場合の土台として、十分批判され、討議されることを願ってやみません。

V 「中小レポート」報告から10年

1970 『市民の図書館』発行

1973/3/1 『中小都市における公共図書館の運営 復刻版』発行

序 (清水正三)

「…本書は初版の序文で述べられているように発表後一年間、全国的な大衆討議を行なった結果諒承され、多くの図書館が、この基準に沿った方向で運営を開始した。そしてその方向は誤りではなかった。1960年代後半以後の中小公共図書館の発展と本書との係わりはその意味で大きいのではないかと思う。しかし、最近の図書館の発展のテンポは早い。この基準も再検討する必要がある。新たな発展の踏石として役立てば幸いである。」

1973/8 特集 中小レポートがでて10年(図書館雑誌4月号 Vol.67No.4)

1 笠師昇 (七尾図書館) 中小レポートの10年

中小レポートから出発して「市民の図書館」に至る10年間の道程は、戦後図書館のもっとも重要な部分である。ここから多くの教訓をうることによって、つぎの10年により輝しい成果をうみ出していくことは今日以後の図書館界のさけてはならない課題なのである。

2 清水正三 (東京都立図書館) 中小図書館がかわることによって県立図書館がかわる

妥協のない徹底的な共同討議、ひとつの概念についてこうも考え方やうけとり方が異なっていたのかということでした。ですから、お互いに共通の言葉で話し合うのに、当初、時間がかかったわけです。図書館界は、中小レポート発表以来大きくかわっています。これからの70年代を予測して、新しい基準が生まれることを希望します。

3 石井敦 (神奈川県立図書館) 中小図書館は王様

これから望むこと:中小レポートは、日本の公共図書館の中核である中小公共図書館が、その現状を打開するため、図書館の主体的な活動の方向を打出したものであり、その方向の正しさは多くの実践により着実に証明されつつある、とあってよい。しかし、一方では、日本の公共図書館の全国計画(ナショナルプラン)の最初の出発としての意義ももつのである。だから、つづいて人口5万人以下の市町村図書館に対して小図書館運営研究委員会が組織され『小図書館の運営』(1966年)の発表とあり、さらにこれら2つのレポートを踏まえて都道府県立図書館運営研究委員会が<県立図書館>について報告を出すレベルまで敷かれていた。しかし、同委員会は実態調査報告書を出しただけで足踏みしている。そのため、ナショナルプランは宙に浮いてしまっただけでなく、県立図書館も混迷の中にあるとあってよい。1日も早く<県立図書館>のレポートが発表されることを切望する。

4 黒田一之 (仙台市民図書館) 東京が変われば地方も変わるのか

5 前川恒雄（日野市立図書館長）中小レポート」をふりかえって

ふりかえって現在の図書館をみると、中小レポートが現実のサービスに生かされている館はまだまだ少ない。特に太平洋ベルト地帯以外の中小都市に少ない点こそ問題である。

今後の課題は、図書館のワクから出て、地方自治、地方行政の現状から出発した「中小都市における公共図書館の設置と運営」を理論として確立することである。また「中小以前」の考え方がなるべく早く図書館界からなくなり、その上で現実のサービスを分析し総合した一段高い理論が生まれ、それがまた図書館サービスを高めることになるべきである。いや、もうすでにそれは始まっている。

6 鈴木四郎（浦和市立図書館開館準備委員）憑かれた人々

そして、今は亡き有山崧氏の言葉を繰り返す。「この報告書を終着点とはみず、これによって、日本の図書館の従来の考え方を転換し、将来への新しい踏み出しのスプリングボードとしたい」。そうしなければならない。

7 森崎震二（国立国会図書館）中小レポートの流れの中で

何れにしろ、この公共図書館の機能を具体的に表現するのは、どうしても職員であり、公共図書館の職員とは何であるのかという図書館職員論が真剣に考えられなければならないであろう。つまり、「資料利用を増せる」という権限は誰から付託されたものであり、第一そんな権限は何のために与えられるのかということである。

その後の日図協の「市民の図書館」には館長の仕事からみた公共図書館論は見事に展開されているが、市民や職員の立場は主題としては取り扱われておらず、「振興のための当面の諸方策(案)」では、この大計画をおしすすめるべきエネルギーの根源である職員論についての配慮がない。いま、求められるべきはやはり「公共図書館職員論」ではなからうかと思っている。

8 吉川清（船橋市役所振興課）図書館を離れて10年のなかで

VI 「中小レポート(中小都市における公共図書館の運営—中小公共図書館運営基準委員会報告)」から20年

1974 小図書館の運営(澤田正春 置戸町)

1983/9/29～30 全国公共図書館究集会「中小図書館の発展の方向をさぐる—“中小レポート”

1983/11 特集 “中小レポート”20年(図書館雑誌 11月号 Vol.77No.11)

1 清水正三 “中小レポート”の果たした役割と今後の展望“中小レポート前夜の図書館界

この年の夏ごろ、日比谷図書館で協会の有山事務局長とお会いした折、同氏から筆者に「公共図書館の基準をつくりたいのだが、あなたやってくれないか」という話があった。(中略)正直のところ、私には「基準」のイメージは判然としなかった。しかし、中小都市の図書館のありかたについては、多少考えていた点もなくはなかった。前年の1959年秋、2ヶ月程、(中略)アメリカ図書館協会が主催した参考業務のセミナーの一員として、アメリカ合衆国を訪問した際、大小さまざまな図書館を見学する機会に恵まれた。その折、うけた衝撃の第一は、アメリカの公共図書館の貸出し状況であった。このことが彼我の公共図書館の決定的な相違点であることを痛感した。(中略)この思いは、3か年の中小レポート委員会の全国調査のなかでいよいよ強くなった。

この頃まで戦後15年間、わが国は、1960年に図書館法を制定し、アメリカの図書館学を移入しさまざまな新しい図書館活動を模索してきた。また一方では、国全体の図書館振興政策を画策してきた。その最大の振興策が日図協の図書館法改正委員会を中心とした図書館法の改正運動であった。しかし、この方策は、同委員会の意図はともかくとして、戦後民主化された図書館行政の方向に逆行していた。したがって、法改正は改正をすすめてきた館界上層部の人々の期待に反し、市立図書館を中心とした反対運動により阻止された。阻止された理由は、改正草案が中央図書館制度の復活など中央集権的な図書館行政を指向していたからであった。このころ僅かではあるが、自律的な市区立図書館が漸く新興の意気に燃えて立ち上がろうとしている矢先であった。その典型が高知市市民図書館であった。1954年3月下旬における協会主催の高知市市民図書館の実態調査は、その意味で“中小レポート”の先駆的役割を果たした。高知市市民図書館は、50年代後半、わが国の公共図書館のなかで群を抜いた業績を示していた。それは全く異例に属するものであった。当時の館界の全体状況は静岡県立図書館が述べているように「暗澹たるものがあり」「明るい見通しはなく」「八方ふさがりであり」「現在われわれには図書館への展望がない」といわれた。同様な声は、静岡県立のみでなく、各所できかれた。このような全般的な状況の象徴が、1960年代の福島市において開催された「昭和35年度全国図書館大会」であった。(中略)筆者もこの大会に参加した一人であったが、協議題も少なく、質疑、討論もまた少なく拍手のみ多い大会であった。沈潜ムードはすでに別の意味で前年度の名古屋大会にもあらわれていた。名古屋大会では、当時出版界などが、出版統制であるとして反対した文部省による図書選定問題が議論されたが、これに対しては、大会は明確な意思表示が出来なかった。5年前、図書館の自由を宣言し、原水爆禁止のアピールをした館界の清新な意気と情熱は、この大会ではすでに消え失せていた。大会のあり方や文部省の選定問題に反対する声は一部の図書館員の奇矯な行動として警戒された。開会式における「君が代斉唱」は本大会の象徴といえよう。59年から60年にかけての沈潜ムードは館界を覆った。(中略)このような図書館界の陰うつで沈潜した状況に最も心痛していた一人が協会事務局長の有山崧氏ではなかったろうか。

氏は、安保国会デモに関連して、「図書館は何をすところか」を「図書館雑誌」に寄稿し、図書館員の立場をつぎのように論じた。「図書館資料を広く民衆の間に流して、話し合いの場をつくり、世論の形成をたすけることは図書館の仕事であろう。図書館は資料を提供するところであるが、その資料を使ってどう判断するかは、1人1人の民衆の自由に任されている…。」有山氏自身としてもこのころ、図書館の進むべき道と発展策を真剣に追い求めていたのであろう。

60年における館界の状況は、以上のような様相を示していたが、そのようなどろどろした底辺で、戦後の若い図書館員を中心とする、図書館問題研究会や児童図書館研究会などの自主的な研究団体が新しいエネルギーを徐々に蓄えつつあった。法改正に反対した勢力とともにこれらのエネルギーを有山氏が“中小レポート”に結集していったとみるのは、筆者の独断であろうか。かくして、‘60年の中小レポート委員会の発足から’63年の“中小レポート”の刊行、そして‘65年の日野市立図書館の開設にいたるまでの5年間は、大地に水が浸透するように、“中小レポート”の理念と方法論はひろがっていった。これに

は、有山事務局長を先頭とする協会事務局のこの仕事に掛けたすさまじいまでの執念と強力な組織的勢力があったとみてよい。63年から65年にかけて、ブロック別の大衆討議、それを踏まえての全国図書館大会における討論の組織、更に『図書館雑誌』での“中小レポート”に対する奇譚のない批判の展開、それらはいずれも新しい図書館への脱皮を指向するとともに、協会としての大きな組織運動でもあった。筆者が饒舌と知りつつ“中小レポート”敢行前夜について長々と述べてきたのは、この仕事が50年代後半の図書館法改正草案反対運動、そして戦後最低に落ちこんだ60年代初期の館界状況との深い関連をもつのではないかということを感じたからである。ある人は、70年代の公共図書館の発展は60年代からのわが国の経済の高度成長にその原因を求めると。おそらくそのことは、要因のひとつとして無視することはできないであろう。しかし、それにしても“中小レポート”や『市民の図書館』（日図協刊 1970.5）が書かれなかったとしたら、わが国の70年代以降の急激な貸出伸長状況は、不可能ではなかったかと思う。（中略）

「基準」は一定期間をおいて書き改められねばならない。このことは、“中小レポート”の委員の間でも作成過程で論じられていたことであった。本来なら、70年代に改訂版がうまれるべきであったが改訂できなかった。それはそれなりの理由があったと思われるがいまはそのことにはふれない。ともかく現在80年代も半ばに達しようとし、図書館をとりまく社会の状況も大きく変貌しようとしている。新しい基準をつくるかつくりたいかは、館界のひとつの課題であろう。

しかし私は近年問題化した「図書館基本法要綱案」のような理念を基調とした基準ならあえてつくる必要はないし、つくりたいほうがよいとおもう。それより現在進行しつつある協会の町村図書館活動振興方策検討委員会による最終答申に期待したい。

町村図書館の振興こそ、中小都市の図書館振興すなわち市立図書館のつぎの課題であるからである。町村立図書館の振興を考える場合、都道府県立図書館のあり方も無視することはできない。かつて“中小レポート”の委員会のあとで64年10月「小図書館運営委員会」が組織され、さらにその後66年4月に「県立図書館運営委員会」が組織されて全国調査を実施したことがあった。しかしそれらは残念ながら“中小レポート”のような実を結ばなかった。時期尚早であったのかもしれない。しかし“中小レポート”が対象外とした人口5万人未満の自治体の図書館については、当時と事情が異なっている。“中小レポート”が示した組合立図書館とは異なった視点からこれらの図書館の振興をとらえ直す事情が生まれつつある。町村立図書館に対する新しい理論探索とともに、振興のための方法論が生まれることを私は前記委員会に期待したい。

”中小レポート“はいま読み返してみれば、誤りや舌足らずな点などいくつかの欠陥が目につく。しかし、60年代当初、住民の知る権利の保障に、公共図書館の役割を位置づけ、本質的機能を資料提供と断定し、そのために飛躍的な図書費を算定したこと、そしてこの基準が公共図書館一般の基準では無く、人口5万から20万人の中小都市の基準であったことは、図書館政策としても当を得たものであったとおもう。最も可変性のある中小都市に、まずクサビを打ちこみ、このことによってわが国の図書館の変革を企図したのが”中小レポート““だったと考えてよい。町村立図書館の振興や都道府県立図書館のあり方の検討は、おのずから”中小レポート“の流れから、早晚日程にのぼってくるべきものであった。い

ま漸く機は熟してきたというべきであろうか。

2 前川恒雄(滋賀県立図書館) 公共図書館発展の基礎

<はじめに>

20年前、テレビの普及につれて、公共図書館の利用は徐々に低下し、(中略)おしなべて利用は少なく、予算・人員などの条件も極端に貧しかった。まさに「予算が少ないから資料が買えない、資料が買えないからサービスができない、サービスをしないから人員が増加しない(予算も増加しない)」といったナイナイづくしの悪循環」であった。

現在はどうか。(中略)市民の支持に比例して、市民の要求も大きく厳しくなっている。図書館界内外の状況も変化しているが、歴史はくりかえすと思われる現象もある。これらはいくつかの流れに分け、今後の図書館の針路に“中小レポート”がどう生かされるべきかを考えてみたい。

<市民が図書館をつくる>

“中小レポート”の構成は、序論、奉仕、資料、管理、施設、協力となっている。市民へのサービスからすべての業務が組立てられるという考え方である。一方で、図書館の業務を図書の流れにそって、収集、整理、奉仕ととらえ、仕事の重要度もこの順序で考える古い考え方はいまでも残っている。収集・整理や管理業務は、奉仕業務にタッチしない職員が行ない、その方がより高級な仕事であるかのような意識が強い。利用者の要求や利用とは無関係に図書選択が行われる結果、(中略)重箱の隅をほじくるような作業をつづけ、それが専門職の最も重要な仕事のように意識される。このような考え方を転換し、**市民に学び市民の要求を知ることができる奉仕の現場からの発想で、収集も整理も管理も考え直す、これが『市民の図書館』への道である。市民の要求を知り、それを最も合理的な形態で最大限に生かす方法を考え実行する、これが専門職の任務である。**(中略)図書館が本当の意味で権威をもととするならば、あらゆる権威や虚飾をすてて、利用者へのサービスに徹する以外に道はない。この道を歩むことは、図書館員にとっての喜びであり、生きがいである。資料にめぐりあい読書する利用者の喜びが自分の喜びであるような人間、これが図書館員なのである。

<市町村立図書館と都道府県図書館の関係>

(前略)図書館発展の基本は市民に依拠し市民にサービスする営みの中にあるから、その営みを日常業務として行っている側つまり市町村立図書館からの発想によって、市町村立のために県立が働かなければ、県立は市民にとっての存在理由を失ない、ただ権威にすがって権威を保つだけの存在になってしまうからである。市民の資料要求をかなえる喜びが自分の喜びである職員によって、市町村立の発展が支えられたように、市町村立の主体的な発展に役立つことが喜びである県立の職員によって、県立は公共図書館の中に真の確固たる地位を得ることができるのである。

いま県立図書館の職員がしなければならないことは、第一にすぐれた市町村立図書館に学ぶことであり、第二に県内の図書館を識ることである。

国立国会図書館と公共図書館との関係も全く同様であり、改めてくりかえさないが、市町村立に学び市町村立を識ることが最もたちおけているのは国立国会図書館であるように思う。同館が「病める巨象」と呼ばれて久しいが、病んでいることを自覚し、まず立

止まって治療に専念してほしい。それがどういう手段であるかは、多くの人が山のような提案をしている。謙虚に耳をかたむけ、サービスに徹することを心から願う。

<図書館をどうつくるか>

”中小レポート“は中小図書館に一定の水準「基準」を求めている。「図書館がすべての住民に平等に奉仕しようとするならば、奉仕範囲が少なくなっても図書館は小さくならない限度があると思う。」『小さく生んで大きく育てる』やり方は図書館には殆ど行なえないことを銘記しなければならない。」この考え方は、今後の図書館振興策の重要なポイントである。名ばかりの図書館は市民サービスのための力がなく利用が少ないため、その小さな投資が無駄に見える。住民も首長も図書館の果たす役割を実感できず、図書館はあるという言い訳に使われるだけの存在になってしまう。さらにこれらの館が他の館の足を引っ張る結果となる。ある水準以上の図書館をつくらなければ、名前だけ条例だけの図書館で設置率を上げて、実質的なサービスは伸びず、永い眼でみるならば発展のテンポは遅れるであろう。

図書館がもつ条件の第一は図書費である。(中略)施設については(中略)市における分館網の整備であり、二つには町村における図書館設置である。(後略)

1市1館から分館網への考え方の転換は、施設の問題を超えた図書館観の問題である。(中略)住民の生活に必要なから図書館をつくるという考え方の転換によって分館網は可能になる。これは意識の転換というより、意識の飛躍というべきである。この飛躍が日本全土において行われるとき、公共図書館は決定的な新段階に至ったといえる。(中略)分館の設置については、複合施設の問題、規模、位置、職員配置など難問が多い。市によっては、これらにどう対処するかが将来の発展を決めることになる。あまりにも小さな、あるいは組織をあいまいにした〇〇センターや公民館内の「分館的」施設は、将来に問題を残すことになる。何でもいから分館をつくれとは言えない。

市民の要求が十分大きくない場合、分館網への第一歩は移動図書館である。ただし、移動図書館が不十分なサービスをする、図書館サービスとはこの程度のものかと思われ、要求もでてこない。移動図書館に図書も人員も思い切って投入し、住民がこんなサービスもあったのかと思う程度の仕事をしなければ、分館に発展することは困難である。移動図書館、分館、図書館全体にわたって中途半端が最も実りのない施策である。

町村立図書館の設置率は依然として低い。(中略)図書館員の中にも、大都市近郊で図書館の発展は可能だが、地方の町村では不可能だと思っている人は多かった。“中小レポート”において、人口5万人以下の市町村には一部事務組合の設置をすすめたのも、同じような考え方であった。これに対し、北海道のいくつかの町が、小自治体には小自治体なりの図書館づくりが可能であることを実証した。しかも、人口当りの貸出冊数において都市の図書館をこえたばかりではなく、住民との密着、住民の支持においても都市にはみられない独特な構造を築きあげたのである。(後略)

<職員と人事>

公共図書館のあらゆる問題は、結局職員問題へと収斂する。最近20年間の公共図書館サービスの発展は、質・量共に、過去のどの時代にも想像できなかった程度であるが、これを支える条件の中で最もおくられているのが職員である。それは量と質の面でいえる。

(前略)総括すれば、サービス部門で6.9倍、整理部門で4.2倍の作業量になったと言える。これらの一部は作業の合理化、機械化によって吸収しているが、職員の労働が年々過重になっていることは否定できない。(中略)現在職員を増員することは、大多数の自治体において不可能に近いが、利用の増を職員の増に結び付ける努力を何としても実行しなければ、将来大きな禍根となつてのこるであろう。

職員の質はどうだろうか。すぐれた活動をしている図書館には必ずすぐれた職員が育っている。しかし、図書館の発展と住民要求の拡大が急速であるため、人材がこのテンポに従って育っていない。人間は金をかければ即席で育つものではないから、やむをえないが、市民の厳しい批判をあげている職員(館)もある。いずれにせよ、市民に支持される図書館で人材が育つのは当然であるから、市民サービスを正しい方向で実行する館が増えることと、すぐれた職員が増えることは、一つの環を成して相互に結びついている。この環を強固にする条件は二つある。第一は、図書館に情熱をもち、図書館についての専門知識をもち、職員を実務の中で教育できる人が館長になること。第二に、図書館間の職員の異動を活発にすることである。(中略)

若い人の力を十分のばし、組織をいきいきさせる人事をすることは、経営のイロハである。

<市民、自治体、図書館>

(前略)国も自治体もかつてない財政難の下にあり、図書館の予算も定員も拡大することはほとんど不可能な状態におちいつている。この状況下でどうすればいいのだろうか。何ができるのだろうか。この問いに具体的にこたえるものが(新しい中小レポート)であろう。(中略)“中小レポート”は一応図書館内部において何をすべきかを示した。しかし、現在は図書館内部の改革や努力だけではどうにもならない地点に達している。図書館に関する自治体の姿勢・考え方が変わらなければ、眼前の壁は突破できない。(中略)この状態を確固たる牙にかためるための方策を提出しなければならない。そのためには、次の四つの視点から現状を分析し総合すべきだろう。すなわち、社会、市民運動、地方自治、図書館である。

日本の社会構造の変化は、人口構成、都市化、農村社会の変貌とくに兼業化の拡大、オートメーションによって引き起こされる労働の質と量の変化など、経済的な変化が激しく、これは図書館の利用に大きな影響を与えているし、この変化にどう対応するかが今後の図書館を左右するであろう。(中略)

一方、20年前には想像もできなかったのは、図書館に関する市民運動のたかまりである。(中略)図書館が欲しいという願いから出発した人びとが、公共図書館の本質を知り、図書館にとって何が必要なのかを学び主張するようになっている。それは自治体当局に向けての運動ばかりではなく、図書館に対してサービス向上を求める運動にもなっている。(中略)

こういう時代に、もう一度飛躍することができれば、図書館は自治体行政の中で確固たる位置を占めることになるであろう。(中略)地方自治と資料提供の相互補強関係を認識し、今までの利用者ばかりではなく、広い市民各層、自治体職員、議員などとのサービスによるつながりを深めるための意識的な働きが必要である。市民と自治体が真の自治を拡大

してゆく過程で図書館の発展はあるし、図書館の発展がその過程をたしかなものにするであろう。(中略) もう一度<中小レポート>をつくる組織はあるだろうか。最近数年間の図書館関係の組織の言動を見ると、ほとんど絶望的になる。主体づくりから始めなければならないのであろうか。

3 鈴木由美子(中野の図書館を考える会会員) “中小レポート”から未来を見れば

久しぶりに“中小レポート”を通読してみて、一番胸がいたむところは「人」の問題の立ち遅れである。東京23区では、今なお司書職制度がない。図書館に関心のない職員がタイ回しされてカウンターに立つ状況である。少数の有資格者、あるいは無資格でも熱意のある職員の負担は非常に重くなっているように感じられる。(中略)

本というものを知り、さまざまな住民の暮らしを知って、誠意を持って両者を結びつけてくれる職員に出会うのは容易ではない。図書館を一生の仕事として選んだ人が図書館を運営する一あたりまえすぎるほどあたりまえのことに実現するために、カウンターの外の人の中の人をも力を尽くさなくては、それ抜きには何も始まらないのだ、とあらためて思った。

VII 中小レポートから 50 年

2013/8 特集“中小レポート”50年(図書館雑誌 8月号 Vol.107No.8)

- 1 山口源治郎(東京学芸大学) 中小レポート 50 年—その歴史的役割と現代的意義—
- 2 塩見昇(日本図書館協会前理事長) 「中小レポート」と「望ましい基準」
- 3 棚橋満雄(香川県高松市在住) 同時代の図書館員からみた「中小レポート」
- 4 明定義人(京都橘大学) 「中小レポート」再読
- 5 新出(白河市立図書館) 公共図書館の曲がり角?に立って

<「夜明けの図書館」に明日はあるか>

…この50年で図書館サービスは飛躍的に拡大し、まだまだ不十分とはいえミゼラブルな当時とは異なる状況にある。現在、公共図書館にとって必要なのは、持続可能な発展のための経営資源をどのように確保していくかということである。中小レポートから市民の図書館の戦略論において、郷土資料やレファレンスやその他のサービスに相対的な重点が置かれなかったのは、貸出に注力し利用を掘り起こすことによって確保される経営資源をもって(重点化されなかったサービスを含む)図書館サービス総体を発展させるという戦略があったためだろう。(後略)図書館の持続的な発展のためには、図書館利用者の増加の試みとともに、非利用者、理事者、議員、その他の地域のアクターが図書館予算を確保・増加することの支持者となるような図書館サービス、事業、PRが必要とされている。こうした試みは、既に各地の意欲的な図書館で地域の事情 に合わせて取り組まれている。

<今、「中小レポート」に何を学ぶか>

(前略)中小レポートは、若手図書館員が調査と討議を元に、当時の図書館の「アンシャン・レジーム(注:旧体制)」(森崎震二の発言 オーラルヒストリー研究会)をひっくり返したものだ。その精神とは、現状に比して変化を厭わないことだと言えるかもしれない。そして、そこから学ぶべきは、自分の職場における種々の改善、改革を越えて、現状打開の方策を協会(図書館業界)

としてまとめることの必要性だろう。現在は地域の実情に合わせた図書館経営が必要であり、貸出への集中になぞらえるような明快で全国的に有効な戦略を打ち出すことは困難である。しかし、全体の方針を示した後に、その実践についてツールキットを作成するなどして現場を支援していくことはできる。中小レポートは当時のように「モデルはない」という状況ではなく、逆に現在は図書館内外に多様なモデルがある。

『日本の図書館2012』によれば、調査が整備された1965年以来はじめて公共図書館の貸出点数が前年を下回った。減少し続けてきた経営資源がアウトプットにも影響を及ぼしたということでは転換点—というか転換点の遅い帰結—であり、曲がり角であろう。中小レポートのような、「新しい踏み出しのスプリングボード」(有山崧)は必要とされている。

6 前田章夫 『中小レポート』50年—議論を超えて公共図書館に求められること—

◆「中小レポート」が果たした役割とは

(前略)「中小レポート」の調査員として活動した若手の図書館員たちを中心に、住民目線からの改革に取り組み、前例踏襲の悪弊を打ち破ったのである。(中略)

それなのに何故、今日のような行政の図書館への無理解を嘆く状況がうまれてきたのであろうか。もちろん行政の側に非難されるような問題がなかったとは言わないが、図書館(員)側にもより大きな原因があったのではないか。一言で言えば、図書館(員)に「時代を読む力」などが不足していたことが一番の原因ではないか。余りにも図書館の内側の事にとらわれすぎたために、図書館を取り巻く国や県の政策動向や自治体の施策といった外部環境の変化に気づかず、図書館運営に影響を与える情報を知らなすぎたのではないかということである。

◆行政の理解を得ることの重要性

図書館員(司書)の仕事は、単に資料を選択し、収集し、整理して保存し、貸出・レファレンス等の利用に供するだけではないのだという意識を持っている必要がある。

(中略)

予算を取るための資料作りや折衝はもちろんのこと、利用しやすい施設・設備面の改善に向けての関係者との折衝、自治体内にある農協や商工会、住民サークル、障害者団体などに積極的に出かけていって関係を築いていくような取り組みにも、これまで一部の図書館員を除いて関わってこなかった。これは司書養成課程で狭い意味での図書館に関する専門知識・技術しか教えられてこなかったことも大きく影響しているように思う。これらは実地体験がないとなかなか身につくものではないが、その心構えだけでも養成課程で触れていたならば少しは違っていたかもしれないと思う。ようやく数年前から図書館経営論が司書養成科目として採り入れられたが、単に図書館のマネジメントに関する理論だけでなく、実践的なマーケティング論の図書館サービスへの応用なども含めて考えていくべきではないだろうか。その際には、『中小レポート』や日野市立図書館の挑戦は、経営論的にも再評価されるべきものと言えるのではないか。

首長や行政担当者への理解を得るためには、この人たちが注目するような仕事をしていくことが重要なのである。これは目立つ仕事をすれば良いということではもちろんない。図書館業務も住民からの税金によって賄われる事業であり、当然行政効果のない仕事は打ち切りや縮小の対象とならざるを得ない。以前であれば、住民が図書館に押しかけ、貸出冊数が多いこと

が注目材料となり、行政効果も大きいと評価されてきたが、今はそれだけでは余程の補足説明でもない限り評価されないし、良くて現状維持という判断が下されるだけである。図書館の存在意義をわかってもらえるような取り組み、自治体行政にどれだけ貢献しているかが求められているのである。もちろん何らかの業務を削ってという話ではない。貸出やレファレンスなどの基礎的な業務をきちんと行った上での話である。もし貸出などの利用統計の数値が大きく落ち込めば、それこそ図書館の存在意義そのものが問われることになるだろう。

◆おわりに

図書館の基本的業務である貸出業務が、量を捌くだけの単純作業とみなされて外部委託に最適な業務とされたり、子どもへのお話し会はボランティアに任せればよいと職員業務から取りあげられたりと、図書館業務がこの10年ほどの間に明らかに変質していることは否定できない。これを元に戻すことは短期間では不可能と言ってよいかもしれない。それならば次善の策として、新たな発想からの取り組みも模索する必要がある。問題はその力が図書館にのこされているかということだろう。

現代において公共図書館が社会の中で有意義に存在し続けるためには、従来通りの待ちの姿勢では発展は望めないし、「無料貸本屋」という誤解を拡大するだけではないかと思う。資料提供(貸出・閲覧等)、情報提供という公共図書館の基本的機能を発揮するためにも、これまでの弱点を補強し、積極的に打ち出していくことが必要だろう。特に、首長や行政担当者、業者など多様な人との交渉・折衝力、企画力、広報力など、これまであまり重視されて来なかった図書館員(司書)としての基礎力を高め、どのような厳しい状況の中でも公共図書館の役割を広げていけるような強さが求められる。司書になる人には元々その基礎力は備わっていると思う。ただ実践的に経験を積む機会がなかったために、その力が発揮できなかっただけであり、ちょっとしたきっかけさえあればその力を発揮できることは間違いない。

そしてもう一点、何よりも忘れてならないことは、資料・情報を必要とする「すべての住民へのサービス」ということがいまだに遥かに遠い夢の状態にあること、目指してきたはずのものがいまだに完成できていないことを自覚しなければならないだろう。こうした現状を打破していくためにも、『中小レポート』が教えてくれたものを再認識し、公共図書館がこの社会の大きなシステムの中でどのように組み込まれ、どのように機能すべきなのか、今一度広い視点から見直していくことも必要ではないだろうか。

Ⅷ 「市民」として図書館にのぞむこと

■ 「図書館一利用者が望む公立図書館のありかた」(「図書館界」2007/11)より抜粋

<これからの図書館の発展のために>

これからの図書館の発展のためには、いえ、これまでの発展を後戻りさせないためにも、司書は図書館の存在意義を広く伝えていく努力をもっとしてほしいし、図書館サービスの新しい可能性をさらに模索してほしいと思う。それも至急に、考えられるあらゆる方法で、出来る限りの工夫をもって、との気持ちで募る。ただし、図書館を運営する際に必ず押えておいてほしいことがある。それはサービスする対象者の基盤は社会的弱者にある、ということだ。子ども、障がい者、高齢者、不登校児童・生徒や引きこもりの若者たち、求職者、長時間労働を強いられる

生活者、外国人や移民、病院や施設で過ごしている者、ホームレス…社会的弱者は、多くの場合、図書館から遠く離れた市民＝情報弱者であることが多いのだ。人はこの世に生を受け、その生を全うするまで、「知ること」や「学ぶこと」で生きていると言っても過言ではない。「知る権利」「学ぶ自由」を保障する公立図書館が社会的弱者を支える視点を見失うとき、その存在理由もまた失われるに違いない。筆者が、そしておそらく多くの仲間が図書館友の会活動を継続している原動力は、畢竟その一点に集約されていくのだと思う。

<理想の公立図書館を実現するために>

…図書館は大切、との共通理解さえもてれば、名称や活動の違いなどにこだわることなく、館種や立場や地域の違いを超え、図書館の発展のために知恵と経験をもちより、つながり、助け合って活動することはそれほど難しいことではないと考えている。市民らしく、足取りの軽さを活かし、情報公開に留意しながら民主的な円卓会議を行い、時々々の状況に応じて、地元の図書館の最も頼りない部分を補ったり、隙間を埋めたり、苦言を呈したり、激励したりと、是々非々の活動が出来ればよいと思う。(中略)また、首長も教育長も議員も職員も研究者も、いずれは皆一様に一人の市民となる方たちである。好むと好まざるとに関わらず、最後は皆同じ立場になるほかない。その上、市民には定年というものがないのだ。

公立図書館は市民の税金を使って運営管理されているものだから、その最終責任は市民にある。活動の連携と継続を心がけながら、あきらめることなく、図書館への思いを世代を超えて長くつないでいくことが出来れば、必ず、市民が望む理想の公立図書館を実現することが出来ると信じている。

IX 『市民の図書館』の真髄を引き継ぐ新しい踏台の構築を

～「成長する有機体」を次世代に手渡すために～

『中小レポート』や『市民の図書館』には、そこかしこに「これからの図書館政策」にむけた手がかりや提言が記されている。

同時に、積み残されたままの課題や、時を経て生じた新しい問題もみてとれる。

「衰退」ではなく「成長」する有機体としての図書館を次世代に手渡すために、

『中小レポート』や『市民の図書館』の真髄を引き継ぐ

「新しい踏み出しのスプリングボード」(有山崧)、「新たな発展の踏石」(清水正三)の構築に、図書館界をあげて取り組んでほしい。

力を合わせて広汎な調査に取り組み、互いの批判をおそれずに議論を深め、ぜひとも次の世代に手渡すことのできる「踏台」となる報告をまとめてほしいと願っている。

市民の一人としての、具体的で勝手な要望はたくさんある。

たとえば、

読書バリアフリーの推進/JAPAN/MARCの普及/地域・郷土資料の発掘・収集・整理・保存・提供とデジタル化の取り組み/MLA 連携の推進/電子書籍の共同提供体制/地元書店、装備

事業者との連携→3点セット納入からの脱却/町村図書館の再調査/議会図書室との連携/生成 AI との共存・連携/出版者、書店・私設図書館、図書館友の会などさまざまなグループや団体との連携など。

X おわりに

図書館セミナー参加のお礼と感想(口頭発言)

(お礼)

今日は拙い話を聞いて下さりありがとうございました。

この度の図書館セミナーへの参加を打診され、大変なテーマだと尻込みしました。

でも、今は、『市民の図書館』を再読し、新たに『中小レポート』や関係資料にふれる貴重な機会を戴いたことに感謝しています。応援してくれた仲間たちにもありがとうございました。

(感想)

『中小レポート』や『市民の図書館』からは、

「国民」であり、「地域住民」であり、「生活者」であり、「市民」であり、「利用者」でもある

「われわれ図書館員」が、「われわれの仕事」として、「住民目線」で「市民のための図書館」を創って奉仕するのだ、という当時の図書館員たちの強い気持ちを受けとめました。

中小レポートから10年後、20年後、50年後の図書館雑誌の特集を読み、そして本日の会を主宰して下さった関係者の皆さんに出会い、図書館員たちの使命感は時代を超えて受けつがれていると確信できとても嬉しく思います。

参考とした資料:

『市民の図書館』(1970/5/30)

『中小都市における公共図書館の運営』(1963/3/31 2018/6/30第10刷)

図書館雑誌 1973 Vol.67No.4

図書館雑誌 1983 Vol.77No.11

図書館雑誌 2013 Vol.107No.8

LRG 特集「市民の図書館」から「市民と図書館」へ (2024年夏号第48号)

図書館総合展 2025 日本図書館協会主催「市民と図書館の未来プロジェクト」フォーラム PP 資料

図書館 一利用者が望む公立図書館のありかた (「図書館界」2007/11)

「私たちの図書館宣言」図書館友の会全国連絡会 <https://totomoren.net/our-library/>

「とともに」が考える図書館ヴィジョン (図書館とともにだち・鎌倉20周年記念誌)[vision.pdf](#)